

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準」（平成20年4月11日平成21年10月16日改正 内閣府公益認定等委員会）を採用している。

- (1) 固定資産の減価償却の方法
定額法による減価償却を実施している。
- (2) 引当金の計上基準
退職給付引当金 ……期末退職給付の要支給額に相当する金額を計上している。
- (3) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (4) 消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税込方式としている。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	50,000,000	0	0	50,000,000
小 計	50,000,000	0	0	50,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	3,212,000	533,775	3,745,775	0
小 計	3,212,000	533,775	3,745,775	0
合 計	53,212,000	533,775	3,745,775	50,000,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	50,000,000	0	(50,000,000)	0
合 計	50,000,000	0	(50,000,000)	0

4. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
什器備品(非破壊検査器)	4,758,096	4,470,131	287,965
合 計	4,758,096	4,470,131	287,965

5. 資産除去債務

当法人は、本部事務室の不動産賃貸契約に基づき、事務室の退去時における原状回復に係る債務を有しているが、当該債務に関連する賃借に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、将来本部を移転する予定もないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができない。そのため、当該債務に見合う資産除去債務を計上していない。